

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概要

1. 法人名等

法人名	学校法人京都精華大学
法人代表者	吉村 和真
担当部署	経営企画グループ
お問合せ先	075-702-5201

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

【担当部署】 遵守状況の点検・「遵守状況報告書（案）」の作成



【関係部局】 各部局の担当業務に関わる箇所の点検内容の確認



【監事】 「遵守状況報告書（案）」記載内容について妥当性の確認



【常務理事会】 「遵守状況報告書（案）」の点検内容の確認



【教職員合同会議】 遵守状況の認識の共有



【理事会】 「遵守状況報告書」の内容確認・承認



【評議員会】 遵守状況の報告



【担当部署】 私大連への報告、学外への公表

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	本法人は、建学の理念に沿った中長期的な計画の策定と推進を行うとともに、内部統制体制を整備し、多様なステークホルダーの意見を反映できる体制を構築することで、自律的な法人運営を適切に行っている。

遵守原則 1 - 1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p> <p>本法人では、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、寄附行為、建学の理念に沿って、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に法人運営に取り組むため、ビジョンと中期計画を策定している。2024年3月には、今年度まで取り組んだ「第一次中期計画（2021-2024）」をふまえ、また、認証評価の指摘事項を反映して、長期ビジョン「VISION 2034 SEIKA」と、「第一次中期計画（2025-2029）」、中期計画に基づく中期財政計画を策定した。また、事業計画ごとの担当部局、年度毎のロードマップを定めるなど、着実な推進を目指して設計している。策定は、ステークホルダーに意見を聴取した上で、常務理事会での審議を経て、専任教職員を構成員とする学校法人京都精華大学合同会議、評議員会、最終的に理事会にて承認される。</p> <p>中期計画は、計画期間に入ってから経営戦略協議会において、進捗、社会情勢、学内の状況等を分析し、速やかに調整・修正する体制を確立している。これによって確定された計画に基づき、常務理事が次年度事業計画方針の重点方針を策定し、教職員合同会議で構成員に説明して、共有を図っている。</p>

遵守原則 1 - 2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	「内部統制システム整備の基本方針」を理事会が策定し、業務執行と監視・監督の役割を明確化している。また、寄附行為および理事会決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を規定し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図っている。監事は、理事長等法人・大学の役職者、評議員会議長、内部監査室長との意見交換などを通じて、建設的な協働体制を確立している。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	本法人は、建学の理念に基づく教育研究活動を通じて社会及び地域への貢献を重視するとともに、教育の質向上、学修成果の可視化、社会連携の推進等に取り組むことで、公共性の確保を適切に実現している。

遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>本法人は、建学の理念である「人間尊重」「自由自治」に基づき、「学問と芸術で世界に貢献する人間の育成」を目的として教育研究活動を行っている。教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応えることを重視している。あわせて、教育の質の向上及び、ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動の向上に取り組んでいる。</p> <p>事業計画の策定においては重点方針を定め、経営資源を重点配分している。また、「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性を点検し、カリキュラム・マトリクスに反映している。さらに、「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性を点検するため、入学後の学生の成績と入試との関係性を分析し、入学制度の適切性を検証している。</p> <p>加えて、内部質保証システムを構築し、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況を継続的に点検・評価して質の保証を行うとともに、外部評価者委員による教育の点検や学生の意見聴取を行い、改善・向上に取り組んでいる。</p>

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>本法人では、「社会連携・社会貢献に関する方針」を策定し、教育研究活動の成果を活用した事業展開による、社会課題の解決・社会貢献を目指している。方針に基づき社会連携委員会を設置し、自治体や企業などと連携した諸活動に取り組んでいる。また、地元自治体である京都市と共同運営する京都国際マンガミュージアムの運営を通じて、社会へ広くマンガ文化を発信している。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	本法人は、監事監査、内部監査及び内部通報制度等を通じて適正な法人運営を確保するとともに、必要な情報を適切かつ継続的に公開し、信頼性及び透明性の確保に努めている。

遵守原則3-1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	監事は、年度当初に作成する監査計画に沿って自立的に監査を実施し、運営と教学の諸方面にわたって点検し、聴取するなど、実質化を図っている。職務の基本は「監事監査等職務規則」に拠っており、公平不偏の立場から監査を行っている。あわせて、監事の選任方法の工夫、常務理事会、評議員会及び理事会への出席、監事への円滑な情報提供、定期的な監事会の開催並びに内部監査室との意見交換の機会の設定等により、監事監査の実効性の確保に努めている。また、会計監査人が有効に機能するよう、随時、監事と連携できる体制を整備している。

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 一部もしくはすべての重点事項について、別の方策で遵守原則を遵守できている
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人では、理事、監事、評議員及び学長の選任方法を寄附行為並びに関連規程に定めている。加えて、不正又は誤謬等の発生リスクを低減するため、各担当者の権限及び職責を明確化した「組織及び運営に関する規則」並びに「業務決裁規則」を整備し、運用している。さらに、内部チェック機能の向上を図るため、内部監査室を設置している。 あわせて、本法人の内外から匿名で相談・通報できる窓口として、「内部通報規程」を制定し、不正の未然防止に努めるために、通報事案については速やかに調査し、是正措置を講じる体制を整備するとともに、相談又は通報を行ったことを理由とする不利益取扱いを禁止する旨を規程に明記して厳密な運用を図っている。

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>本法人は、広く社会に対して継続的かつ時宜に適った情報公開を行うため、関係制度の整備を進めるとともに、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、公開方法の工夫・改善に努めている。具体的な取組は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">・「情報公開及び開示規程」を整備し、開示の時期、対象情報、開示先及び開示方法等を定めている。・法令に基づき、財務書類等を本学ウェブサイトで適切に公表している。・中期計画及び事業計画との連関に留意して事業報告書を作成し、進捗状況を公表している。・認証評価結果等、学外からの評価結果を公表している。・情報を本学ウェブサイトで一元的に公表し、アクセシビリティの向上に努めている。・収支の均衡状況、将来必要となる事業に係る資金の積立状況並びに資産及び負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性及び明瞭性に配慮した決算情報の概要資料を作成し、公表している。・中期計画及び事業計画との連関に留意した評議員会への事業実績の報告並びに事業報告書の作成を通じて、経営上の課題及び成果を明確化・共有化し、経営改革を推進している。

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	本法人は、外部有識者の知見も取り入れた運営体制を整備するとともに、財務・経営情報の適切な開示、外部資金の確保及び危機管理・リスク管理体制の充実を通じて、教育研究活動の継続性の確保に努めている。

遵守原則 4 - 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事及び評議員には積極的に外部の各方面にわたる人材を登用し、社会的な視点から運営に提言されるようにしている。理事会及び評議員会の開催に当たっては事前に資料を送付して詳細な説明を行い、審議に参加する役員等の理解が深まり、積極的な意見が出されて審議が深まるように努めている。

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、教育研究活動の継続性を説明するため、学校法人会計基準に従い会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況を適切に開示している。あわせて、学生納付金以外の収入の確保に向け、寄付募集の強化、経常費補助金の獲得に向けた取組、社会連携受託事業の展開等を推進している。さらに、危機管理・リスク管理の強化のため、「危機管理規程」及び「リスク管理規程」を制定し、リスク管理マニュアルの整備、部局ごとのリスクの洗い出し等を通じて、管理体制の充実努めている。